

## 在宅勤務に係る留意事項

- 1 在宅勤務の実施単位は1日とする。
  
- 2 在宅勤務実施日の勤務時間は、正規職員については午前8時30分から午後5時15分まで、休憩時間は正午から午後1時までを原則として実施すること  
また、実施日の当日は、時間外勤務は行えないこととする。やむを得ない理由により、上記時間帯以外に実施する場合においても、実働7時間45分を超える勤務や深夜の時間帯における勤務は行わないものとする。  
なお、会計年度任用職員については、労働条件に準じた取り扱いとすること
  
- 3 決裁権（代決を含む）を有する職員等が不在となならないよう留意すること  
(例) 部長と庶務担当課長、課長と担当課長、課長と係長を分けて編成する等の配慮を行うこと
  
- 4 交代制在宅勤務の実施にあたり、令和2年4月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の交代制在宅勤務の実施について（通知）」における実施期間中においては、私物等のハードウェアの利用を認めるものとする。しかしながら、情報セキュリティ上のリスク評価を行う暇がない事態であることから、以下に情報セキュリティ対策基準（令和2年4月1日最終改正）から引用抜粋した「テレワーク使用時の管理項目」を示すので遵守すること。

個人情報及び機密情報（以下「個人情報等」という。）が含まれる書類やデータの庁外への持ち出しについては厳禁とする。個人情報等が含まれない書類やデータを持ち出す場合についても、必ず所属長の確認をとること。

### 【テレワーク使用時の管理項目】

テレワーク使用時の管理項目は、以下のとおりとする。対象OSはWindows OS、Google Chrome OS、Mac OS、iOS及びAndroidとする。

管理項目	遵守事項
クリア	操作時以外は、以下の管理策のうち適切な管理を行うこと。
スクリーン	ア 待機状態もしくは電源を切ること。
ポリシー	イ セキュリティロック（スクリーンセーバー等）を適用し、操作できないようにすること。

アプリケーション（ソフトウェア）のインストール	<p>アプリケーション（ソフトウェア）をインストールする場合は、次の信頼できる場所から入手し、常に最新版にアップデートすること。</p> <table border="1" data-bbox="385 280 1338 579"> <thead> <tr> <th data-bbox="385 280 719 332">OSの種類</th><th data-bbox="719 280 1338 332">入手場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="385 332 719 384">Google Chrome OS</td><td data-bbox="719 332 1338 384">Chrome ウェブストア</td></tr> <tr> <td data-bbox="385 384 719 435">iOS</td><td data-bbox="719 384 1338 435">App Store</td></tr> <tr> <td data-bbox="385 435 719 579">Android</td><td data-bbox="719 435 1338 579">Google play 及び端末ベンダーが提供する場所</td></tr> </tbody> </table>	OSの種類	入手場所	Google Chrome OS	Chrome ウェブストア	iOS	App Store	Android	Google play 及び端末ベンダーが提供する場所
OSの種類	入手場所								
Google Chrome OS	Chrome ウェブストア								
iOS	App Store								
Android	Google play 及び端末ベンダーが提供する場所								
OSの更新	OS (Windows OS、Google Chrome OS、Mac OS、iOS 及び android) は常に最新版にアップデートすること。								
ウィルス対策ソフトの導入	OS が Windows OS、Mac OS 及び android はウィルス対策ソフトを常駐させ、パターンファイルを最新版とすること。								
データの移送手段	<p>セキュアファイル交換サービスを利用して移送すること。          インターネット環境用 URL : <a href="https://www.mugaika.jp/fss/MTMyMTAx/">https://www.mugaika.jp/fss/MTMyMTAx/</a></p> <p>※ 高度なプログラムを含むファイルについては、無害化処理により、移送できない場合もあります。</p> <p>※ アカウント等については係内で確認すること。</p>								
注意事項	<p>ア 業務における重要情報の保存は原則として禁止する。</p> <p>イ フリーWi-Fi（無料 Wi-Fi、公衆 Wi-Fi 等）の Wi-Fi の使用を禁止する。Wi-Fi を使用する際は、使用者が契約するアクセスポイント又は、信頼のできるアクセスポイントを使用する。</p> <p>ウ 覗き見に注意する。</p>								

5 在宅勤務のために要する自宅等の光熱水費、通信及び通話に係る費用などは、実施職員の負担となります。

# FAX 送付状

小金井市

令和2年4月13日

## 送付先

報道機関各位

## 発信者

小金井市企画財政部広報秘書課

神田・天野

電話番号 042(387)9803

F A X 042(387)1224

送信枚数 2枚

(本状含む)

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の交代制在宅勤務の実施について

本市では、イベント等実施の自粛、時差出勤による通勤ピーク時の回避、定期的な庁内の消毒作業など、新型コロナウイルス感染予防に努めているところですが、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、感染拡大に伴う職員の感染予防及び市民生活の維持に必要な業務を継続することを目的として、交代制在宅勤務を実施することいたしました。在宅勤務が可能な職場において、本日から隨時実施します。

交代制勤務の概要は別紙のとおりですが、業務の実施体制や取扱い業務等詳細については各業務の所管部署にお問い合わせください。

なお、所管部署が不明な場合や、全般についてのお知りになりたい場合は、広報秘書課広報係へお問い合わせください。

## 問合せ先

交代制勤務の概要について:総務部職員課 電話 042-387-9808

その他全般について:企画財政部広報秘書課 042-387-9803

令和2年4月13日

報道機関の皆さん

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の交代制在宅勤務の実施について

市では、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う職員の感染予防及び業務継続」を目的として、各職場において業務の見直し及び縮小を図りながら、職員の交代制在宅勤務を実施することになりました。

### 記

#### 1 交代制在宅勤務の実施方法

部単位又は課単位で調整を行い、原則2～3交代制（体制及び交代の期間は、各職場の状況により所属長が定める）とし、在宅で実施可能な業務に従事することとします。

#### 2 実施期間

令和2年4月13日（月）から5月6日（水）まで

（緊急事態宣言が延長された場合は、その期間とする。）

※ 実施可能な職場から、可能な限り早期に順次開始します。

#### 3 対象者

正規職員（管理職者含む）、再任用職員及び会計年度任用職員（月給制及び時給制）の全職員

#### 4 問い合わせ先

小金井市総務部職員課人事研修係

電話 042-387-9808

□ [重] 緊急事態宣言発令に伴う交代制勤務による業務への影響の周知について(市HP) [58] 広報秘書課広報係  
P) NEW

掲載対象: ● すべて

掲載期間: 2020年04月10日 ~ 2020年05月08日

#### 標緊急事態宣言発令に伴う交代制勤務による業務の影響の周知について（市HP）

標記の件について、業務縮小による市民サービスへの影響が見込まれる場合の周知についての記事を集約する場所を市ホームページ上に作成しました。  
ホームページ上にて記事を作成のうえ、下記リンク先へマルチリンク設定をしていただくようお願いします。

【リンク先】  
トップページ → 健康・福祉 → 健康・相談 → 注意・啓発 → 新型コロナウイルスに関連する情報について → 緊急事態宣言発令に伴う勤務体制について

広報秘書課広報係：内線2302

2 福保障施第147号  
令和2年4月10日

各障害児通所支援事業所 管理者様  
各障害児入所施設 管理者様

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
障害児・癡育担当課長  
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の対応について

平素より、東京都の障害児・者施策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。また、新型コロナウィルス感染拡大防止に留意し、各事業所の運営に努めさせていただいていることに、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、東京都他6府県に対し発せられました。

これを受けて、都内の障害児通所支援事業所及び障害児入所施設におかれましては、以下のとおりご対応方、よろしくお願いいたします。

#### 記

1 感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、児童の通所を控えるようお願いし、障害児通所支援の提供を縮小して実施するようお願いいたします。

2 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な家庭の児童生徒については、障害児通所支援を行いうようお願いいたします。

## 参考

### 障害児通所支援について

#### 1 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて

学校等の休業に対応するため、特に支援が必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童生徒についての支援のみに縮小して実施をお願いいたします。特に支援が必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童生徒の具体的な事例については、以下のとおりとなります。

##### ★ 特に支援が必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童生徒の具体例

① 保護者が以下の事情等で仕事を休むことが困難である。

- ・ 病院等の医療従事者
- ・ 食料品店やドラッグストア等生活必需品を販売する店舗の従業者
- ・ 金融機関の従業者
- ・ 公共交通機関の従業者
- ・ ひとり親家庭

② 保護者の疾病、障害等がある。

③ 家庭で保護者等と過ごすことにより、児童への虐待のリスクがある。

#### 2 保育所等訪問支援について

対象の訪問先である学校は休業、保育所や学童クラブ等については、規模を縮小しての実施となるため、訪問先の状況も確認しながら、実施をお願いいたします。また、乳児院や児童養護施設への訪問についても、継続して実施するようお願いいたします。

#### 3 居宅訪問型児童発達支援について

対象となる児童が、重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児となっており、通所が困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を継続して実施するようお願いいたします。

なお、支援にあたっては、かかりつけ医との連携を行い、実施するようお願いいたします。

事務連絡  
令和2年4月9日

各市町村 母子保健主管課長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部  
事業推進担当課長

「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」における妊婦への  
マスクの配布に係るご協力のお願いについて

平素より大変お世話になっております。

標記の件につきまして、令和2年4月8日付事務連絡により厚生労働省子ども家庭局母子保健課から、通知がありましたのでお知らせします。

どうぞよろしくお願ひ致します。

問合せ先

東京都福祉保健局少子社会対策部  
家庭支援課母子保健担当 御手洗  
電話 03(5320)4372  
ファクシミリ 03(5388)1406

子母発 0408 第1号  
令和2年4月8日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」における  
妊婦へのマスクの配布に係るご協力のお願いについて

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月1日付け事務連絡「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策について」で周知したとおり、リーフレットによる情報発信等を実施するほか、妊婦に対して布製マスクを配布することとしています。

つきましては、現時点における配布スケジュールや、配布方法について、別添のとおり、お示しさせていただきますので、何卒、よろしくお願ひ申し上げます。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村に対しても、周知いただきますようお願ひ申し上げます

各自治体、とりわけ市町村におかれましては、マスクの配布についてご対応をお願いし、大変恐縮ですが、何卒、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

記

○別添1 「妊娠に対するマスクの配布について」

○別添2 「妊娠に対するマスクの配布に係る Q&A (令和2年4月8日時点)」

(担当)

厚生労働省子ども家庭局  
母子保健課 予算係、母子保健係  
Tel:03-5253-1111  
(内線 4975、4977、4978)  
Fax:03-3595-2680  
E-mail:ninpu-mask@mhlw.go.jp

## 妊娠に対するマスクの配布について

### ■ 1. 事業概要

妊婦は、特に体調管理に気をつける必要があり、一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には重症化する可能性があるため、一層厳密な感染予防を図る必要があります。

そのため、今般、国において布製マスクを一括購入した上で、市町村において、令和2年4月から妊婦に対してマスクを配布することとします。

### ■ 2. 配布に係る費用について

布製マスクの一括購入及び市町村への配布に係る費用については、国で負担します。

また、市町村から妊婦へ配布する際に、事務経費が発生する場合には、母子保健衛生費補助金の「産前・産後サポート事業」のメニューのうち、令和2年度当初予算で新たに計上した「妊産婦等への育児用品等による支援」（補助率1/2）の活用も可能です。

### ■ 3. 国から市町村への配送スケジュールについて

- 4月中旬以降、マスクを各市町村へ発送

※マスクが確保でき次第、4月中に再度マスクを各市町村へ発送予定

- 5月～ 毎月2週目以降、マスクを発送予定

### ■ 4. 配布方法

#### <配布枚数>

- 妊婦一人につき原則月2枚を配布する。
- なお、各市町村におけるマスクの残部の状況等に応じて、1回の配布において2枚以上配布することも可能とする。

#### <新たに妊娠が判明した方への配布方法>

- 妊娠の届出時に、母子健康手帳の交付に併せてマスクを配布する。  
(代理の者による受け取りも可能とする。)

#### <既に妊娠の届け出を済ませている妊婦への配布方法>

- 保健センターや、子育て世代包括支援センター等における手渡し(代理の者による受け取りも可能とする。)や郵送など、それぞれの地域の感染拡大の状況などに応じ、希望する妊婦にマスクが行き渡る方法により配布する。

- なお、事務負担の軽減のため、郵送を行う場合に、定期的な普及啓発資料等の配送の際にマスクを同封するなどの対応も差し支えない。

妊娠に対するマスクの配布に係る Q&A（令和2年4月8日時点）

問1 マスクの枚数が月2枚である理由如何。また、総理から全世帯に2枚配布すると発表があったが、何故、妊婦だけ特別に、更に月2枚を配布するのか。

(答)

- 妊婦が新型コロナウイルスに感染した場合の影響については現時点で不明な点が多く、妊婦の重症化率や死亡率が特に高いという報告はないものの、新型コロナウイルスに限らず、一般的に、妊婦が風邪をひき、肺炎にかかった場合、重症化する可能性があるとされています。
- しかも妊婦は、薬剤の使用が制限されることから、一般の方以上に、感染症にかかるないよう、予防の徹底を図る必要があります。
- 加えて、妊婦は、健診受診等以外にも日用品や育児用品の買い物等や子どもがいる場合には、その送り迎えなど様々な場所への外出等があるため、布製マスクを使用する頻度が高くなると考えられます。（布製マスクは20回程度洗濯して再利用可能で、1日1回の洗濯を推奨しています。）
- このようなことから、妊娠中の方々に、安心して生活を送っていただきため、月2枚を追加して配布することとしています。

問2 妊婦向けのマスクは、いつ頃から市町村に届くのか。また、1自治体あたり何枚程度配送されるのか。

(答)

- 4月中旬以降、国から順次配送する予定です。また4月は、マスクが確保でき次第、追加して配送し、5月以降は月1回の配送を予定しています。
- また、配送枚数については、各市町村における妊娠届出数に応じて案分してお送りすることを基本と考えていますが、今後、希望する配送場所及び配送枚数については、照会をかけさせていただくことを検討しており、改めて、御連絡いたします。なお、配送場所については1自治体につき1箇所をご指定いただきますようお願いいたします。

問3 どのように妊婦へ配布すればいいのか。

(答)

- 新たに妊娠が判明した方については、母子健康手帳の交付時に併せて配布していただくことを想定しています。
- 母子健康手帳を交付済みの妊婦に対する配布方法については、保健センターや、子育て世代包括支援センター等に、本人又は代理人にお越しいただき、配布するなどの方法が考えられますが、それぞれの地域の感染拡大の状況や、マスクに対するニーズ等に応じて、定期的な普及啓発資料等の配送の際にマスクを同封するなど、希望する妊婦にマスクが行き渡る方法の検討をお願いします。また、希望する妊婦から申請をいただくことも1つの手法として考えられます。
- なお、マスクを郵送で配布する場合、「産前・産後サポート事業」のメニューのうち、令和2年度予算で新たに計上した「妊産婦等への育児用品等による支援」(補助率1/2)も活用が可能です。

問4 マスクはどのように市町村まで配達されてくるのか。

(答)

- 個包装されたマスクを、日本郵便で市町村へ配達いたします。なお、4月中旬に発送する際は、各市役所の本庁舎へお送りさせていただくこととしていますが、今後、ご希望に応じて配達先を調整させていただきます。
- ただし、配達先は各市町村で1箇所とさせていただきます。

問5 対象者の範囲を教えてほしい。

(答)

- 配布時点で、市町村で把握している妊娠中の方に対して、配布をお願いします。

問6 妊婦が出産した場合、対象から外れるという理解で差し支えないか。

(答)

- 今回の事業は、妊婦の方を対象としたものであり、出産後の方は本事業の対象外となります。

問7 月2枚必ず配布しなければならないのか。

(答)

- 希望する妊婦に対しては、原則月2枚を配布いただきたいと考えていますが、それぞれの地域の感染拡大の状況や、マスクの残部の状況等に応じて、まとめて配布することも可能と考えています。

問8 配布開始後に、流産や中絶により妊婦でなくなった場合には、配布をやめるべきか。また、里帰り出産の場合、住民票上の住所地と実際の所在地が異なることとなるが、どのように配布すべきか。

(答)

- 当事業は、妊婦が安心して出産する環境を整えるために行う母子保健事業の一環であるため、妊娠中の方を対象としています。
- しかしながら、市町村において妊娠の中止等を把握することは困難であることから、結果的に対象外の方に配布することになってしまうことはやむを得ないと考えています。
- また、里帰り出産の場合についても、その把握は困難であることから、住民票上の住所地が所在する市町村において配布していただくことを想定しています。ただし、里帰り先の市町村で配布していただくことは差し支えありません。

事務連絡

令和2年4月10日

市内認可保育施設等施設長各位

小金井市長 西岡 真一郎

(公印省略)

緊急事態宣言後の市内認可保育施設等における保育の提供の縮小について

日頃より、小金井市の保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を受け、小金井市では令和2年4月3日付け文書「家庭保育の協力のお願い」にて、保護者の皆様に家庭保育のお願いをさせていただいたところです。

そのような中、国においては令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出され、東京都においては、この宣言を受け同年4月9日に「仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を縮小して実施すること」や「医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には確実に保育を実施すること」などが、都の対応として発表されました。

小金井市では上記の状況を踏まえ、別紙のとおり保育の提供の縮小を決定し、登園自粛を強く要請することといたしましたのでお知らせします。

児童及び保育士等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設の皆様には大変なご苦労をおかけしますが、今回の主旨をご理解いただき、感染症対策をしっかりと行っていただくとともに、真に保育が必要な家庭が保育を受けられないことがないよう、慎重にご対応いただきますようお願いいたします。

(問合せ先) 小金井市保育課 電話 042-387-9846

令和2年4月10日

市内認可保育施設等利用の保護者の皆様

小金井保育課長 三浦 真

### 緊急事態宣言後の市内認可保育施設等における保育の提供の縮小について

日頃より、小金井市の保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を受け、小金井市では令和2年4月3日付け文書「家庭保育の協力のお願い」にて、保護者の皆様に家庭保育のお願いをさせていただいたところです。

そのような中、国においては令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出され、東京都においては、この宣言を受け同年4月9日に「仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を縮小して実施すること」や「医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には確実に保育を実施すること」などが、都の対応として発表されました。

小金井市では上記の状況を踏まえ、令和2年4月3日付け文書「家庭保育の協力のお願い」を下記のとおり一部更新のうえ、登園の自粛を強く要請するとともに、保育の提供を縮小して実施することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めることいたしました。

なお、今後、保育料（利用者負担額）につきましては、登園の自粛にご協力いただいた日数等に応じて返還等させていただくことを検討しており、詳細が決定次第、別途お知らせさせていただく予定です。

保護者の皆様には、児童及び保育士等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

#### 記

(1) 保護者が育児休業を取得中のご家庭の児童については、ご自宅での保育をお願いいたします。

(2) 保護者の仕事がお休みの場合は、ご自宅での保育をお願いします。

※ 東京都の休業要請により仕事が休みになりましたら、ご自宅での保育をお願いいたします。

(3) 保護者が就労以外の認定理由で保育施設を利用されているご家庭の児童については、保護者が保育できる場合、ご自宅での保育をお願いいたします。

(4) 上記(1)～(3)以外のご家庭でも、ご家庭で保育できる場合は、ご自宅での保育をお願いします。

※ 上記(1)～(4)は、令和2年4月1日から同年5月6日までの要請とします。

※ 期間については、今後の社会情勢等により変更する場合もあります。

※ 上記(1)～(4)に関わらず、発熱等の風邪症状がみられるときは、登園を控えていただくようお願いいたします。

また、発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは、登園を控えていただくようお願いいたします。

なお、児童又は保育士等が罹患した場合は、臨時休園となる場合があります。

2福保子計第97号  
令和2年4月9日

各区市町村長 殿

東京都知事  
小池 百合子

### 緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について

日頃より、東京都の福祉行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下、「特措法」という）第32条に基づく緊急事態宣言が発出されました。都が今後実施する緊急事態措置は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の強化を図り、都民の生命や健康を守り、生活と経済に及ぼす影響が最小限となるように、都民や事業者に御協力をお願いするものとなります。

このため、都は人ととの接触ができる限り減らすという趣旨で都民に対しテレワークを活用するなど在宅勤務をお願いしています。また、東京都緊急事態措置（案）において、都内の事業者を商業施設など「基本的に休業を要請する施設」、学校や保育所など「施設の種別によっては休業を要請する施設」、医療施設や金融機関など「社会生活を維持する上で必要な施設」の3類型に分類しており、保育所や学童クラブ等は、適切な感染防止策を講じた上で、必要な方への保育等を提供することを要請することとしています。

こうしたことを踏まえ、都における保育所及び学童クラブ等の運営については、以下のとおり、対応していただくよう要請いたします。

#### 記

- 1 感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、児童の登園等を控えるようお願いし、保育等の提供を縮小して実施すること
- 2 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には、確実に保育等を提供すること
- 3 保育等の提供にあたっては感染症防止に万全の対策をとること
- 4 児童や職員の罹患が判明した場合等には、感染拡大防止の観点から臨時休園等の措置を速やかに講じるとともに、休園した保育所等の利用児童の保育等が必要な場合の対応として、ベビーシッターやファミリー・サポート・センター事業の活用等の代替策を講じること

令和2年4月9日

都民の皆様へ

東京都知事 小池百合子

### 緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について

都内の新型コロナウイルス感染者数は、高水準で推移しており、非常に逼迫した重大局面が続いている。こうした事態を受け、国が東京都を含む7つの都府県を対象として、令和2年4月7日から5月6日までの30日間を期間とする、改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出したところです。

都は、今後、休業を要請する具体的な業態や施設について国と協議の上、緊急事態措置を10日に発表する予定です。

こうした状況の中、保育所や学童クラブ等では、職員の方々が日々子供と向き合い、保育等に当たられていますが、臨時休園などについて、都民の方から心配や不安の声もいただいております。

このため、保育所や学童クラブ等に関する都の考え方をお知らせします。

都は、区市町村に対し、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を縮小して実施することを要請いたします。

また、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者の方には、確実に保育等を提供すること、その際は、感染症防止に万全の対策をとることなども要請いたします。

さらに、経済団体等に対しては、子育て中の従業員の方が、テレワーク等の在宅勤務や休暇の取得ができるようお願いしております。

都民の皆様におかれましても、本要請内容の趣旨をご理解いただき、感染拡大防止に向けご協力を願い申し上げます。

# 第19回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

## 次 第

令和2年4月10日（金）13時00分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 本部長発言
- 3 状況報告
- 4 各局発言
- 5 東京都医師会会长発言
- 6 本部長指示
- 7 閉会

新型コロナウイルス感染拡大防止のための  
東京都における緊急事態措置等（案）

令和2年4月10日

# 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（案）

## 1. 区域 　　都内全域

## 2. 期間 　　令和2年5月6日（水曜日）まで

## 3. 対応内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施

### （1）都民向け：徹底した外出自粛の要請（令和2年4月7日～5月6日）

・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

### （2）事業者向け：施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月6日）

・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当たはならない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼

・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

## 2. 対象施設一覧

### 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、 又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等	施設の使用停止 及び催物の開催 の停止要請 (=休業要請)	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
商業施設		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

## 2. 対象施設一覧

### 特措法による協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以下の下記の施設については、同1,000m<sup>2</sup>超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100m <sup>2</sup> 以下においては、適切な感染防止対策を施した上で営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100m <sup>2</sup> 以下においては、適切な感染防止対策を施した上で営業

## 2. 対象施設一覧

### 施設の種別によつては休業を要請する施設

施設の種類	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び 催物の開催の停止要請	学校（大学等を除く。）
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、 適切な感染防止対策の協力要請 適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等 通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

### 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請 営業時間短縮の協力要請	卸売市場、食料品市場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、 コンビニエンスストア等、 飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを含む。）
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、 営業時間短縮の協力要請	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとする ことを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、 適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、韓国語場、銭湯、質屋、歓喜、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

※ 「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理  
※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

## 【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止</li> <li>来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限</li> </ul>
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 (約2m間隔の確保)</li> <li>換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)</li> </ul>
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</li> <li>従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>店舗・事務所内の定期的な消毒</li> </ul>
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)</li> <li>従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)</li> <li>出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限</li> </ul>

# 新型コロナウイルス感染症に伴う中小事業者向けの主な対策メニュー

✓ 現金給付

国：持続化給付金

[200万円、100万円]

✓ 資金貸付

国：日本政策金融公庫や民間金融機関の緊急融資

✓ 経営支援

都：新型コロナウイルス感染症に対応した

制度融資の拡充を検討

✓ 徴収猶予等

国：国税の納税猶予、法人税の軽減

都：上下水道料金の支払猶予等

✓ 感染拡大防止

都の休業等の要請や協力依頼に対して、  
全面的に協力頂ける事業者への協力金を創設

都：感染拡大防止協力金

# 感染拡大防止協力金の創設

概要

都の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置期間中、  
全面的に協力頂ける事業者への協力金

対象

都内に事業所がある中小の事業者のうち、都の要請や  
協力依頼を受け、全面的に協力頂ける事業者

支給額

50万円  
(2店舗以上有する事業者 100万円)

## 新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

### 1. 現在の状況

#### ○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 4月9日12時時点）

国・地域	感染者数	死者数
米 国	430,376	14,768
スペイン	146,690	14,555
イタリア	139,422	17,699
ドイツ	113,296	2,349
フランス	82,048	10,869
中 国	81,685	3,335
イ ラ ン	64,586	3,993
英 国	60,773	7,097
ス イ ス	22,711	704
ペ ル ギ 一	23,403	2,240
そ の 他	313,477	10,039
合 計	1,478,467	87,648

※ 200の国・地域で確認されている。

#### ○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 4月9日12時時点）

都道府県	感染者数	死者数
東 京 都	1,347	18
大 阪 府	525	6
神 奈 川 県	327	6
千 葉 県	317	1
愛 知 県	278	21
埼 玉 県	242	4
兵 庫 県	216	12
北 海 道	208	9
福 岡 県	161	0
京 都 府	149	0
そ の 他	897	8
合 計	4,667	85

※チャーター便帰国者15名、空港検86名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

#### ○ 都の発生状況 1,519名（4月9日20時30分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

・海外からの旅行者 3名（中国在住）  
 ・都内在住者 1,516名（うち死亡者36名）

## ○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関する関係閣僚会議  
1月24日 新型コロナウイルスに関する関係閣僚会議  
1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定  
1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置  
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
2月 1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行  
2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
3月 1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
3月 2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
3月 5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
3月 7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
3月 9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定  
3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び  
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で  
定める日を定める政令」施行  
3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症  
対策本部設置  
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定

4月 1日 第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

4月 6日 第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月 7日 第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出  
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

## ○ 都の動き

1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議

1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議

1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議

1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議

1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置  
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月 3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月 7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3月 3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置

3月27日 第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3月30日 第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月 1日 第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月 6日 第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月 8日 第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 2 都の対応

### [新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催

- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）

## 新型コロナウイルス感染症への各局の対応

### ○ 各局における主な対応

#### (総務局)

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・人権部HPに「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・東京バス協会等3団体へマスク15万枚を各局から提供
- ・区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・都内区市町村へマスク20万枚を提供
- ・イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施

#### (政策企画局)

- ・在京大使館等への情報提供
- ・都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載

#### （4月8日現在）

- ・新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）
- ・都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始  
（ほぼ毎日午後6時45分から配信）

#### (主税局)

- ・国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応

#### (生活文化局)

- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・都民への感染症対策に関する知事メッセージなどを、SNS、CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語）

やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能

- ・在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・LINEで、新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aをわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・3月13日～15日に、新聞主要6紙に相談フロー図、知事メッセージを掲載
- ・広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・消費者に向けて、マスクやトイレットペーパーに加え、食料品に関しても買い占めを行わないよう、ホームページやSNSで発信
- ・都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
- ・都立文化施設等の休館（5月6日まで）
- ・対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
- ・旅券（パスポート）の申請受付を5月6日まで休止
- ・一時滞在施設用に体温計450本を提供

（オリンピック・パラリンピック準備局）

- ・東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・都立スポーツ施設等の休館

（都市整備局）

- ・感染症拡大に備えたスマーズビズ活用の呼び掛け

（住宅政策本部）

- ・都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

（福祉保健局）

- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・帰国人に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計80,350着提供）
- ・中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク1万枚を提供
- ・地区医師会に対し防護服4,800着を提供
- ・神奈川県に対し防護服20,000着を提供
- ・全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク5,000枚を提供
- ・都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約11万枚を提供
- ・都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4月7日受け入れ開始）

（病院経営本部）

- ・羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

（産業労働局）

- ・緊急調査を実施し、必要な対応策を検討

「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施

- ・産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
  - ・時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請  
(東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、(一社)新経済連盟、日本IT団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請)
  - ・中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
  - ・各種支援策をまとめたチラシを作成
- (中央卸売市場)
- ・各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
  - ・新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
  - ・市場業者の光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- (建設局)
- ・都立公園などにおける取組みの実施
- (港湾局)
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
  - ・横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
  - ・ゆりかもめにおいてスマーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
  - ・調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
  - ・海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施
- (交通局)
- ・局ホームページや駅構内放送等により、スマーズビズの取組への協力を呼びかけ
  - ・ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
  - ・都庁前駅に赤外線サーモグラフィーを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置
- (水道局・下水道局)
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予
- (教育庁)
- ・学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
  - ・都立高校入学者選抜における対応
  - ・公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
  - ・都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
  - ・ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
  - ・臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
  - ・都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
  - ・保護者向けメッセージの作成及び周知
  - ・都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
  - ・「緊急事態宣言」の検討に伴う都立学校の対応を通知（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
  - ・新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知予定（区市町村にも同様に通知予定）
- (人事委員会事務局)
- ・採用試験の延期

(令和2年度「東京都職員I類B採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員I類A採用試験」)

- ・管理職選考の延期

(東京消防庁)

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・各種救命講習等の休止
- ・各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止
- ・採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及びI類）」）
- ・管理職選考及び昇任試験の延期

#### ○ 都庁舎・事業所共通

- ・各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

# 緊急事態措置相談センターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する都民や事業者の疑問や不安に対応するため、  
コールセンターを設置

名 称：東京都緊急事態措置相談センター

設 置 日：令和2年4月7日（火）

開設時間：9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号：03-5388-0567 ※HP上にFAQも掲載

（おかげ間違いにご注意ください。）

※ 新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談については、  
これまでどおり、以下の番号で受け付けます。

0570-550-571（新型コロナコールセンター）

# 緊急事態措置情報提供サービス

LINEを活用した情報提供サービス  
(24時間いつでも利用可能)

○緊急事態措置に關して相談内容に応じた各々の状況にあつた回答を案内

○電話相談とともに、気軽に疑問・不安なことを確認できるよう支援

○今後、相談・回答内容を順次拡充



・バス・電車などに乗り込む場合は、運転士や乗務員などの姓氏を記入へ行くこと。  
リストランなどの飲食店へ行くこと。  
公共交通機関を利用する場合は、運転士や乗務員などの姓氏を記入へ行くこと。  
が、不通行や外掛を設えていたり、  
は、公共交通機関の運転士や乗務員などの姓氏を記入へ行くこと。  
公共交通機関を利用する場合は、運転士や乗務員などの姓氏を記入へ行くこと。  
公共交通機関を利用する場合は、運転士や乗務員などの姓氏を記入へ行くこと。  
公共交通機関を利用する場合は、運転士や乗務員などの姓氏を記入へ行くこと。

都民向けQ&A	LINE@登録済み
事業者向けQ&A	LINE@登録済み
メニュー	未登録

# 皆様自身と大切な人を 守るためにできる5つのこと

## 人ととの接觸機会を8割減らすために

- ① 外出はしないこと  
<外出せざるを得ない場合>
  - ② 3つの「密」を避けること（密閉・密集・密接）
  - ③ 人と人の間隔を2メートル確保すること
  - ④ 手洗い・咳エチケットなど感染予防をすること
  - ⑤ 食料品や医薬品などの買い占めをしないこと
- この難局を乗り切るため九都県市の皆様に強く要請します

## 新型コロナ感染症 緊急事態措置実施に伴う契約関連の取組

○ 取組期間：緊急事態措置の実施期間中（令和2年4月8日～5月6日）

### 契約手続きの継続・中斷等

#### (1) 契約事務手続き中の案件への対応

- 原則、手続きを継続
- 事業所の閉鎖等、入札に参加できない事業者がいる案件は、手続きを中斷

#### (2) 今後、契約事務手続きを開始する案件への対応

- 期間中は公告等を見合せ  
(コロナ対策、ライフラインに関わる案件等は除く)